

第二期 子育て応援 しもつけっ子プラン の中間見直しについて

市町村の子ども・子育て支援事業計画については、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、法の施行後、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数等認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望等の量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となるとしています。

そのため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこととなっています。

令和4年度は、「第二期 子育て応援 しもつけっ子プラン」（以下、「しもつけっこプラン」）における「第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策」で、内閣府の示す算出等の考え方にに基づき、量の見込み等の見直しに取り組みます。

【今後のスケジュール】

- R4. 5 県から「中間見直し」について説明
- R4. 7 市町担当ヒアリング（県にて実施）予定
- R4. 10 市の子ども・子育て会議にて見直しのご意見を頂く
- R4. 12 市町担当ヒアリング（県にて実施）
- R5. 2 市の子ども・子育て会議に報告
- R5. 3 中間見直しの周知（HP等）

○子ども・子育て会議で、R3年度しもつけっ子プラン点検・評価報告書を基に「実数値」と「量の見込み」との比較をし、プランの中間見直しを行います。市の子ども・子育て会議において、ご意見を頂き、県へ報告した後、県のヒアリング結果を子ども・子育て会議でご報告させていただきます。

「しもつけっ子プラン」の期間

本計画の期間は、第一期計画後の令和2年度から令和6年度までの5年間とします。計画最終年度である令和6年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

なお、国や栃木県の行政施策の動向等、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

(年度)

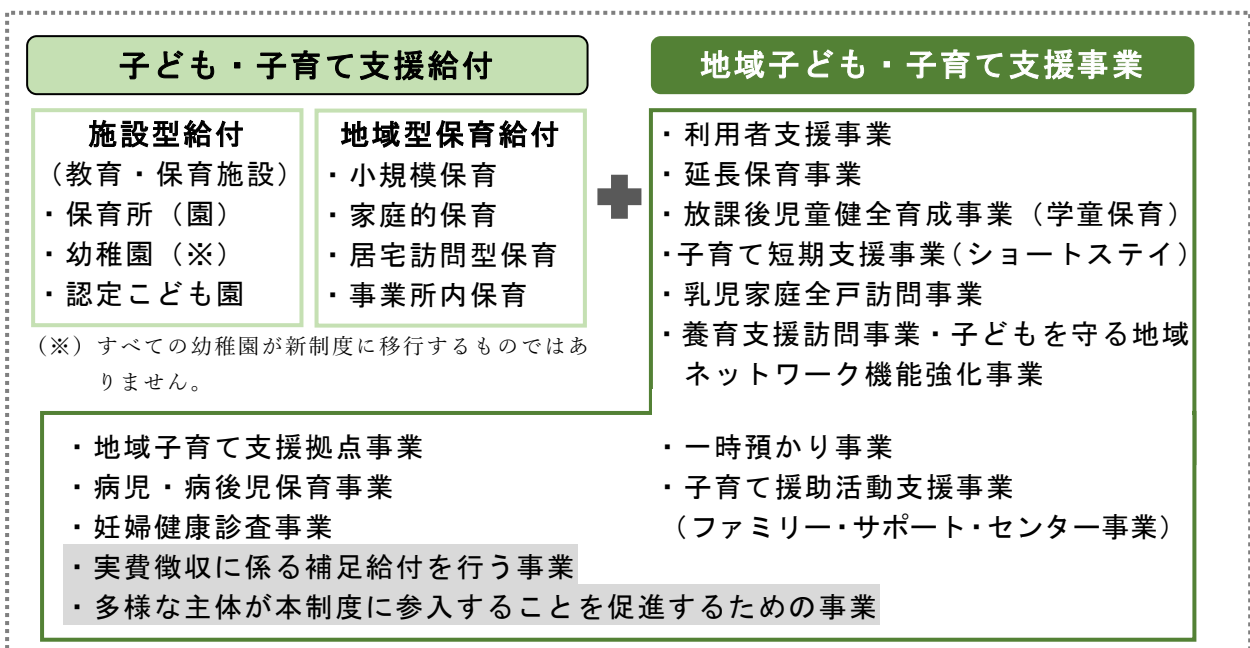
平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
第一期計画 平成27～令和元年度			第二期 子育て応援 しもつけっ子プラン					次期計画 令和7年度～	
計画実行・進捗管理		次期計画 策定準備	計画実行・進捗管理				次期計画 策定準備	計画実行・進捗管理	

中間年見直し

「しもつけっ子プラン」では、平成30年12月に実施した市民アンケート調査結果をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定しています。

***** しもつけっ子プラン抜粋 *****

■子ども・子育て支援制度の全体像



…量の見込み・確保の内容を設定しない項目

■ 量の見込みと確保の数値の見方

区 分	説 明
①量の見込み	下野市内における子育ての必要量、ニーズ量（需要量）
②確保の内容	下野市内における子育て事業サービスの提供量（供給量）
②－①	需要量と供給量の差 プラスであれば子育てサービスが充足しており、マイナスであれば不足していることを意味する
推計値	平成30年度までの実績をもとに、ニーズ調査の利用率、人口推計値より算出

■ 認定区分と提供施設

就学前教育・保育の必要量は、認定区分ごとに見込むこととされているため、1号認定、2号認定、3号認定の認定区分ごとに分けて算出しています。

	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前の子ども		満3歳未満の子ども
対象条件	2号認定の子ども以外	保護者の就労または疾病その他の内閣府令で定める理由により家庭において必要な保育を受けることが困難である者	
利用定員を設定可能な施設	幼稚園、認定こども園	保育所、認定こども園 地域型保育事業	

■教育・保育施設の種類

教育・保育事業は、施設型給付事業と地域型保育給付事業の2つに大別されます。それぞれの給付の対象となる施設は、以下のとおりです。

施設型給付事業	幼稚園	「幼稚園教育要領」に基づき、幼児期の学校教育を行う施設
	保育所（園）	「保育所保育指針」に基づき、日々保護者の委託を受けて、「保育を必要とする」乳児又は幼児を保育する施設
	認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設
地域型保育給付事業	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う施設
	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う施設
	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業
	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う施設